

令和8年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

(環境省)

| | | | |
|-------------------|---|------------------|--|
| 項目名 | 住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置 | | |
| 税目 | 所得税 | | |
| 要望の内容 | <p>住宅価格の高騰等により住宅取得環境が厳しくなる中においても、多様化する居住ニーズへの対応、カーボンニュートラルなど、2050年に目指す住生活の実現に向けて、令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン減税、認定住宅の投資型減税について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる。</p> | | |
| 新設・拡充又は延長を必要とする理由 | <p>足下の住宅市場は、戸建住宅、マンションのいずれも、コロナ禍以前と比べて価格上昇率が2桁を超えるなど住宅価格の高騰が続いているとともに、住宅ローンについては、近年固定金利が大きく上昇しているほか、変動金利も足下で上昇が見られる。また、実質賃金はそれほど上がっておらず、住宅所要資金は年々上昇するなど、住宅取得環境は一段と厳しさを増している。</p> <p>一方、「住生活基本計画（全国計画）」（令和3年3月19日閣議決定）においては、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO₂排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充することとされており、引き続き省エネ性能の高い住宅の取得を促進していく必要があることに加え、現在、社会資本整備審議会住宅宅地分科会において、住生活基本計画の見直しに向けた議論が進められており、この検討状況も踏まえ、住宅取得等促進策を講じる必要がある。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和7年末に適用期限を迎える住宅ローン減税、認定住宅の投資型減税について、必要な検討を行い、所要の措置を講じる必要がある。</p> | | |
| | 平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) | 一 百万円 (一 百万円) | |
| | (改正増減収額) | (一 百万円) | |

| | | |
|--|------------------------|---|
| 今 回 の 要 望 (租 税 特 別 措 置) に 関 連 す る 事 項 | 政策体系における政策目的の位置付け | <ul style="list-style-type: none"> ○ 住生活基本計画（全国計画）（令和3年3月19日閣議決定）（目標） <ul style="list-style-type: none"> ・子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保 ・脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成 <p>(基本的な施策)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住宅の年収倍率等の上昇等を踏まえ、時間に追われる若年世帯・子育て世帯の都心居住ニーズもかなえる住宅取得の推進 ・駅近等の利便性重視の共働き・子育て世帯等に配慮し、利便性や規模等を総合的にとらえて住宅取得を推進。子どもの人数、生活状況等に応じた柔軟な住替えの推進 ・2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、省エネルギー性能を一層向上しつつ、長寿命でライフサイクルCO₂排出量が少ない長期優良住宅ストックやZEHストックを拡充 |
| | 政策の達成目標 | — |
| | 租税特別措置の適用又は延長期間 | — |
| | 同上の期間中の達成目標 | — |
| | 政策目標の達成状況 | — |
| | 有効性 | — |
| | 要望の措置の適用見込み | — |
| | 要望の措置の効果見込み(手段としての有効性) | — |
| | 相当性 | 住宅ローン減税等の住宅取得等促進策に係る所要の措置（個人住民税） |
| | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | — |

| | | |
|---------------------------|-----------------------------|---|
| | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | — |
| | 要望の措置の妥当性 | — |
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関する事項 | 租税特別措置の適用実績 | — |
| | 租特透明化法に基づく適用実態調査結果 | — |
| | 租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性) | — |
| | 前回要望時の達成目標 | — |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | — |
| | これまでの要望経緯 | — |